

●香川県告示第272号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成30年10月5日

香川県知事 浜田 恵 造

1 免許年月日

平成30年9月27日

2 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

高松市番町4丁目1番10号

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡土庄町伊喜末字新開西1464番3、1464番2、1463番2、1463番3及び1460番に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成30年の春分の満潮位（D. L. +2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	三等三角点宮崎（北緯34度30分18.6296秒、東経134度09分23.2407秒。以下「基点」という。）から60度36分03秒、511.15メートルの地点
②の地点	①の地点から21度06分47秒、10.86メートルの地点
③の地点	②の地点から157度56分33秒、43.07メートルの地点
④の地点	③の地点から266度14分07秒、4.80メートルの地点
⑤の地点	④の地点から173度58分00秒、1.11メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から268度20分39秒、2.59メートルの地点

(3) 面積

282.16平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

小豆郡土庄町伊喜末字新開西1464番3、1464番2、1463番2、1463番3及び1460番に接する無番地地内並びに同町伊喜末字新開西1464番3、1464番2、1463番2、1463番3及び1460番に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から58度58分46秒、509.61メートルの地点
Bの地点	Aの地点から58度22分45秒、88.88メートルの地点
Cの地点	Bの地点から89度04分38秒、28.44メートルの地点
Dの地点	Cの地点から148度32分00秒、48.34メートルの地点
Eの地点	Dの地点から216度45分05秒、81.82メートルの地点

Fの地点	Eの地点から278度29分38秒、60.48メートルの地点
------	-------------------------------

(3) 面積

8,910.24平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地